

第2セッション「社会・政策のニーズに対応した統計整備」

リードスピーカー：Mike Hughes（イギリス国家統計局国家統計政策部長）

Katherine Wallman（アメリカ大統領府首席統計官）

Lin Xianyu（中国国家統計局副局長）

ディスカッサント：Paul Cheung（国連統計部長）

大守 隆（統計委員会委員）

議長：黒田 昌裕（内閣府経済社会総合研究所長）

（飛田） 第2セッション「社会・政策のニーズに対応した統計整備」のセッションに入らせていただきます。第2セッションの議長は、経済社会総合研究所、黒田昌裕所長にお願いいたします。

（黒田） 皆さま、こんにちは。まず皆さまに感謝申し上げたいと思います。この非常に重要なシンポジウムに参加してくださったことを御礼申し上げます。特に海外からのゲストの皆さまには、今朝も大変良い議論を持つことができ、心から感謝の意を表明します。

私がこの第2セッションの議長を務めさせていただきますが、午前とは少し違ったトピックを取り上げます。第2セッションでは、「社会・政策のニーズに対応した統計整備」というテーマで議論を進めたいと思います。ご承知のように、新しい統計法は以前とは違った画期的な変化をもたらしております。新法の重要な変革では、公的統計は、単に政府の政策のため、政府のニーズに応えるためだけではなく、いわば公共財として社会インフラのための統計情報を提供するということがうたわれています。

新しい統計法がいかにしてさまざまな課題に役立てていくかということを考えるとき、世界的な規模で経済や社会が急速に変化しつつあるという現代の状況を念頭におかざるをえません。公的統計もこのような変化に合わせて、経済社会情勢に適合する形で変わっていかねばなりません。これが一つ目の課題です。

第2の課題として、社会の中における調査や統計の在り方が変わってきています。統計や調査が、プライバシーや個人情報保護の問題でやりにくくなっているという状況があります。だからこそ、変わりつつある環境に対応し、調整を図っていかねばならないということです。

第3の課題は、これが新しい統計法の目的なのですが、公的統計は政策立案者のニーズ

に伝える必要があります。それだけではなく、国民や消費者のニーズにも応えなければなりません。その中には、学会や経済界、その他の一般市民や消費者なども入ってきます。このような状況に応える形での改革が必須です。

第1セッションでは、統計制度をいかに構築しているのか、各国の状況についてお話をいただき、さまざまな国の経験から学ばせていただきました。そこで第2セッションでは、こうした公的統計が国民への情報提供として、その社会的ニーズに応えていくためには、統計制度の設計やその運営に関していかなる課題を解決していかなければならないか、さらに議論を深め、より具体的な話に焦点を絞って議論してまいりたいと思います。

では、パネルのゲストの方々をご紹介します。最初のスピーカーはおなじみの Mike Hughes さんです。第1セッションのスピーカーでもいらっしゃいましたが、もう一度ご紹介します。Hughes さんはイギリスのONS（国家統計局）の国家統計政策部長で、ONS ボードのメンバーでもいらっしゃいます。

2番目のスピーカーは Katherine Wallman さんで、アメリカの大統領府首席統計官でいらっしゃいます。伺ったところによりますと、アメリカの各省庁の統計部局同士の連携を強められた方でもあるそうです。国の公的統計の品質向上にも努められましたし、さらに統計データで守秘義務が必要なデータについての保護も強化され、より利用しやすい形に統計情報の制度を変えていくことに尽力されたとも聞いております。首席統計官の職に就いてきた10年間で、統計をつかさどるさまざまな部局の連携を強める、学会と経済界との連携を強めるかということに常に心を砕かれています。さらに、統計に関する予算の管理・運営についてもリーダーシップを発揮されていますので、いろいろ学ばせていただけるかと思えます。

最後のスピーカーは、中国国家统计局の副局長の Lin Xianyu さんです。筑波大学をご卒業されており、私の古くからの友人でもあります。日本語も流暢なのですが、今日は中国語でお話しされて、それを日本語と英語に訳される予定になっています。

それから、ディスカッションをお二人依頼しております。お一人目はもうおなじみの方で、国連の統計部長の Paul Cheung さんです。先ほど基調講演をいただきました。もう一方は大守隆さんです。ESRI（経済社会総合研究所）の副所長をしていらっしゃいましたが、民間に移られました。SNAについて多大なる経験を持っておられますので、ディスカッションとしてご発言いただきます。

それでは、まず Hughes さんをお願いいたします。午前の Cheung さんの基調講演にもあ

りましたが、公式統計作成に際して、それに関わる人材の専門性は非常に重要になってまいります。Hughes さんには、午前のパネルに引き続いて、英国における統計人材の専門性の養成のあり方と組織としての人事管理の問題について、改めてご説明を頂きたいと存じます。

発表 1 「The Government Statistics Service: Personnel Issues」

Mike Hughes (イギリス国家統計局国家統計政策部長)

今朝も多くの議論が聞かれました。日本もやはりプロフェッショナルな統計家、統計専門官をつくるべきであるということで、私はイギリスの制度について少しご紹介したいと思います。もちろん完璧とはいえませんが、かなりよく出来上がった、確立されたものだと思います。

今朝、私が述べたとおり、イギリスの制度は Claus Moser によって 1968 年に設立され、彼はイギリスの統計に影響力があり、その制度は当時の試行を意味しております。

私からは、組織、仕組み、採用、研修訓練、管理、運営などについて話をしてみたいと思います。それから、どのようなイニシアチブが取られて改善が重ねられているのかということについても触れさせていただきます。

GSS (政府統計機構) の目的は、公式統計の作成・供給者として、国や州や企業、そして国民のニーズに応えるということです。約 7000 人の職員がいて、約 40 の部局が網羅されています。そのうち専門職は約 1200 人です。残りの 5800 人は、いわゆる事務官です。もちろん基本的にさまざまな調査や分析、あるいは集計などをするために必須の人数です。

ただ、皆さまもご関心があるかと思しますので、今日は専門職だけに絞ってお話をさせていただきます。ポイントとしては、共通の仕組みをさまざまな部署にまたがって置いているということです。基本的な人事採用プロセスで、同じ基準に照らして、すべての部局の統計の人材が採用されています。それから、共通のコンピテンシー、あるいは専門職としての基準が設けられています。これが主たる特色です。

もう一つのほかの特色として、時間が経過する中で、政府のさまざまな活動が、ロンドンから広がっています。GSS も今、全国的に広がってしまして、50%がロンドン以外で働いています。これも重要なことです。多くの人々は、やはり統計専門家としてのキャリアを持ちたいと思っていますが、ロンドンはあまりにも物価が高くて住みにくいため、イ

ギリスの各州にも重要な部局が置かれており、いろいろな所で働くことができます。

GSSは、一つの部局から別の部局に動きやすいということがあります。私の例を取り上げて説明してみましよう。もともと私は関税局の方において、そこから防衛省の方に移り、関税局に戻って貿易統計に従事し、雇用省に移り、給与、観光、住宅、環境などいろいろな統計分野を渡り歩いた人間です。それぞれトピックが違ってきますが、常に専門職としての統計専門家のスキルの向上ができました。これはとても重要なことで、部局が違っていても制度そのものは統計専門家についてはすべて共通の制度になっていたからです。

では、構造について説明してみたいと思います。基本的なところを押さえます。まず一番下のグレードは Assistant Statistician (統計官補佐) あるいは Statistical Officer (統計事務官) です。これはまた別個の問題として後ほど取り上げます。基本的な事務レベルをするのが Statistician (統計官) で、各係で重要な統計を作成します。例えば物価指数、運輸部門の統計、あるいは住宅に関する統計など、いろいろなことを作成しています。20~30人ぐらいの部下がつくようなレベルになります。

それから、Senior Statistician といってその上の中間管理職のようなものがあります。これは三つのブランチを下に置いています。また、シニアマネジメントは Chief Statistician (首席統計官) と呼ばれる人間です。これは課で、五つか六つぐらいの係がその下につながっているということです。これで大体、責任のレベルがお分かりいただけるかと思います。

それからさらに上に上りまして、私のレベルに当たるのが Directorate/Group (部) のレベルです。これら全体と統括する統計部署全体の最高責任者として、National Statistician (国家統計官) がいます。National Statistician は、事務次官レベルのデパートメントの長ということになります。National Statistician が、あまりにも大きな作業上の負担を負い、統計の独立性を確保するという重大な責任を負うことがその役割ということになりますので、それを補佐する意味で、Directorate/Group の上に Director General という役職を置くことが公務員の組織協定で認められていますが、現在のイギリスでは置かれていません。こういったポストにはすべて統計の専門家が就きます。いわゆる一般行政職ではなく、統計官が就くのです。ただ、内部の人間が必ずしもヘッドに就くわけではありません。10年ぐらいは外部の人間がヘッドに就いていた時期もありました。例えば現在の National Statistician の前の方が Len Cook で、ニュージーランドの統計局にいた人です。その前は Tim Holt という人で、サザンプトン大学の統計学の教授でした。

その前は Bill McLennan で、彼はその後、Pink さんの前任者、すなわちオーストラリアの国家統計官に就きました。ですから、必ずしも内部で昇進するとは限らないということです。いずれにせよ、専門職としての統計家がこういう職には就きます。常に統計分野で仕事をしてきた人が就くということです。シニアレベル、上級職については識者で競争原理で採用されます。公募型の透明性の高い制度になっています。

Paul Cheung さんが今日おっしゃっていたことを一つ取り上げますと、日本の状況では人事配転があるということですが、実はイギリスの場合も、いわゆる統計システムから一時期は出て幅広く経験を積むことを奨励しています。海外であろうと政策部門であろうと、ほかのポストにも就いてもらうのです。この目的はそれぞれのキャリアの発展で、やがては統計部に戻ってきてもらうことを期待して行っています。

次に、組織の人事管理モデルにはどういうものがあるのか、仕組みについてお話し申し上げます。いろいろなモデルがさまざまな部局によって採用されていますが、一つの部局の中でも複数のモデルがある場合もあります。いずれにせよ、Chief Statistician が統括する部は、複数の係からなりますが、その四つ五つぐらいの部を Statistical Directorate が統括することになります。ですから、専門職のスタティスティシャンがすべての統計専門官を監督する立場にあります。これは例えば国防省、あるいは歳入関税局の統計部署でもそうです。各デパートメントには、普通、統計部というのが置かれていて、Chief Statistician がそのヘッドとなります。そこでは、政策部局と協力しながら、Chief Statistician は、その政策部局のヘッドと協働します。時には分析部の課長と協働するということもあります。関連するスキル、例えば経済学の分野における調査や分析を担当している課長と協力することもあります。それが最善のモデルではないでしょうか。なぜなら、適切なバランスが取れ、統計専門家が専門職としてのスキルも磨くことができるし、政策部局の人と協力し、一体となってサービスが提供できるからです。

あるいは、統計係りを政策課部の中に置くというモデルもあります。こうなりますと、統計専門家にプレッシャーがかかってくる場合があります。というのも、政策担当部局のヘッドの下で働くという形になるからです。極端な例ですと、統計官が他の政策担当とは隔離されて、政策部局の中でたった一人で、あるいは一握りの人間が独立して働くという形もあり得るわけです。いずれにせよ、非常に柔軟な組み合わせになっています。

次に採用ですが、共通した制度のもとで、中央集権的に行います。採用には、二つの流れがあります。ひとつは、ファストストリーマーズ制度と呼んでいます、20~30 人の

Assistant Statistician (統計官補佐) を採用するものです。これは、いわゆる優良企業、例えば銀行、法律事務所など、非常に厳しい基準で三日間にわたる面接などの競争的な試験なども持った Chief Statistician (首席統計官) の経歴を持つ人々を、厳しく調べて採用する場合です。首席統計官のところまで上り詰める人はそれほどいないわけで、毎年 20～30 人が採用されますが、もしそれ以上の人材をえることができれば、われわれにとっては非常に幸運なことです。なぜなら、この種の優秀な人材の確保は、英国ではもっとも競争的な市場だということですから。一方で統計局でもっとも重要な人材の確保は、もうひとつ採用の流れの Statistical Officer の採用ということになります。その採用は 1 年に 70～80 人で、中央で一括して採用されます。したがって、配属は、ONS に来る人もいれば、ほかの部局に配置される人もいます。

この採用プロセスで求めているのは、1 級あるいは 2 級の優等学位を大学で受けた人ということです。数学や統計学で学位を持っていなくてもいいのです。実際に、統計学の学位を持っている人は 2 割ぐらいです。関連するさまざまな知識を持った人、例えば地理を修めた人も多く採っていますし、社会科学や理系の人も採っています。彼らを大学新卒者として最初に採用するわけですが、残念ながら中には転職していく人もいます。新しい専門職に就いたり、ロンドンから出て地方で就職する人もいます。いずれにせよ、いわゆるジュニアプロフェッショナル以上の採用は必要ないということが経験から分かっています。

次に、研修訓練・育成ですが、ジュニアプロフェッショナルは、最初の 3～4 年は年間 10 日～15 日間の研修を受けます。これは幾つかの場所に分かれています。例えば国立学校で行われる場合もあり、経営管理技術や人間関係に関するスキルも身に付けてもらいます。いわゆる一般職としての事務官の経験を持ってもらうということです。

さらに職務で特定の統計技術が必要だということになると、サザンプトン大学と一応提携を結んでいまして、統計学についての MSC のモジュール式のコースを設けています。若いプロフェッショナル、例えば指標づくりだと 1 カ月ぐらいの組み合わせで、仕事もしながら大学にも通うということをやってもらいます。こういう経験をすることによって、スキルの向上がより手っ取り早く行われます。

研修訓練の重要な要素として、我々はグレード別コンピデンシーフレームワークというのを設けています。いろいろなレベルにいる人が専門職としてのコンピテンシーに達しますと、幅広くさまざまなスキルについての経験を持ってもらうということです。初歩的な質問シートや調査票の設計から分析や成果の取りまとめまで、幅広くいろいろなスキルを

身に付けてもらいます。どのような形で段階的に進んでいくかという点、ある特定の職務の場合には、特定のコンピテンシーを身に付けてもらいます。そして、そのコンピテンシーを身に付けた後、次の職務に移ってもらいます。すなわち、それぞれの職能に技術レベルの認証をえていくような形で、次々に経験をしてもらうわけです。CPD (Continuous Professional Development) logbook というのを付けてもらいます。当初の訓練を受けた後、職員に関しては年間 60 時間ぐらい、プロフェッショナル育成のための研修コースや会議に出席してもらいます。このような会議でも結構ですし、8～9 日間に相当するいろいろな研修を受けてもらうということです。こうした経験を積むことによって、統計専門の人材としての精神 (esprit de corps) や協働意識 (cadre) を学んでほしいと考えています。例えば、先週の金・土曜日は、上級職のための統計会議を、それから 12 月にはジュニアプロフェッショナルの会議を企画しています。老練のスピーカーを呼んで、独立性をはじめとする皆にとっての共通の関心事について、いろいろと講演してもらいます。250～300 人ぐらいの人が集まって、いろいろとネットワーキングもできますし、交流を深めることもできます。さまざまなレベルで行われています。

こうした組織の全体的な運営に関してもいろいろな試みがなされています。最近の傾向として、政府の各部署の政策担当の分析グループのヘッド、すなわち国家統計官、経済部門、リサーチ部門、あるいは OR の部門のヘッドが集まって、四半期ごとに会合を行っています。そして、共通の関心事について議論をします。皆が同じ正しい方向に向いているか、お互いから学び合うということで非常に強力なフォーラムが設けられています。専門的な経営管理ということで、専門家のヘッドが集まって、すなわち上級職の統計官が各部署から集まって、例えばスタッフについてもキャリアの育成が行われているのかどうか、キャリアを発展させるためのチャンスが与えられるかどうかという議論をします。

さて、現在、国家統計局 (ONS) には、政府統計チーム (Statistician and Government Team) と呼ぶ、6 人ほどのスタッフで構成する小さなチームがあります。さらに数を増やす予定ですが、採用についても責任を負っていますし、さまざまな国際会議の運営にも当たっています。いずれにせよ、このシステム全体のいわば接着剤の役を果たしてもらうということがその役割です。

最後に少し違うことをお話しします。現在われわれが注目しているのは、これから何をやるべきかということです。われわれが懸念しているのは、十分に集中的なキャリアマネジメントをしっかりとやっていないことです。特にトップレベルの人々が、正しい地位に、

正しい時期に就けているかどうかが重要です。上級職に就く人たちに、例えば下のランクから適切な人材、これから伸びそうな人を本当に選んでいるかどうか、もう少し時間をかけてこういうことを検討してみたいと思っています。それから、ジュニアレベル、中間職レベル、あるいは民間や学会から引き抜くことも考えていますし、あるいは海外での経験なども積んでもらおうと、いろいろなことを検討しています。

ご清聴ありがとうございました。

(黒田) ありがとうございました。大変興味深いご説明をいただきました。日本の統計制度改革に関して言えば、統計専門能力の養成と人事管理の問題はわれわれにとっては、解決すべき一大問題です。英国での仕組みと運用の経験は、われわれに多くの貴重な示唆を与えてくれました、後ほど、もっと詳しい議論をすることができればと思っています。

次にご紹介するのは、Wallman さんです。アメリカにおける統計制度の改革の状況についてご紹介いただきます。ご承知の通り、アメリカも分散型の統計制度を採用しています。わが国も分散型といわれるのですが、いろいろな問題を抱えております。アメリカではその管理がとてもうまくいっているということなので、ぜひそのご経験について伺いたいと思います。とりわけ、分散型システムの中での予算管理のあり方、そこでの予算局の役割について、そして分散型システムのもとでの各統計部局間のコラボレーションのあり方、さらには行政組織としての統計部局とアカデミズムなど外部の専門家とのコラボレーションにおける工夫についてお話いただければと考えております。

発表2 「United States Federal Statistical System: Coordination, Cooperation, and Collaboration」

Katherine Wallman (アメリカ大統領府首席統計官)

どうもありがとうございます。皆さん、こんにちは。私もほかのパネリストの皆さまともども、竹内先生や川崎さんに対し、ご招待いただいたことを感謝申し上げたいと思います。ほかにも感謝したい方がいろいろといらっしゃると思います。こんなにいろいろな方を集めてこの会が開かれているわけですが、初めて日本に参りました。

首席統計官という立場から申し上げますと、アメリカの制度は分散型の統計制度としても大変うまくいっているのですが、その分散型統計制度の下でどういう仕事が行われてい

るか考えてみたいと思います。統計制度の運用を一元化するという立場から申し上げますと、アメリカは分散型といわれますが、統計に関しての責任が国のレベル、連邦レベルにおいては水平方向に共有されています。垂直方向に関しては、特定分野の統計に関して州や地方自治体政府と共有しているところもありますが、今日はそれについてはお話ししません。

一つ申し上げたいのは、アメリカの分散型の制度の中には、80ほどのさまざまな省庁・部局があって、そこからさまざまな公的な統計が出来上がっているということです。そのかなりの部分を制作しているのが10の省庁です。ここでは統計作業が主要な使命となっています。幾つか皆さんもご存じの省庁もありますが、センサス局や経済分析局は、国民経済計算についての統計をまとめます。労働統計、全国教育統計センターとか保健統計センターとか、あるいは犯罪その他に関する統計をまとめているところもあります。

こうした省庁のトップに関してよく質問を受けるのですが、彼らはもともとのキャリア公務員である場合もあれば、大統領が任命している場合もあります。どうしてそのような形になったか分かりませんが、主要省庁の半分は大統領によって指名された人たちで、残りの半分がキャリア公務員となっています。

統計に関する予算ということ言えば、予算のうちの約40%ほどを10の主要省庁が使っています。年間当たり20億ドルぐらいです。これに加え、残りの70ほどの省庁で、残りの30億を年間の統計のためにかけているわけですが、ほかの省庁の統計関係で言えば、連邦政府からの給付金、例えば高齢者に対する給付金とか社会保障とか、あるいは例えば環境関係の規制を施行する立場のようなところで、その主たる使命の副産物として統計を作成しているといったような場合です。

分散化された制度の下で、首席統計官がいます。私が70年間も首席統計官の仕事をしているわけではありません。そこまでの年ではありません。ともあれ、首席統計官というポジションは70年間ほど存在しています。権限というのは、1995年のPaperwork Reduction Act、書類事務作業を軽減しようという目的の法律の下で規定されています。まずはどういう権限があるのかということをお話ししていきます。どういう責任があるのかというと、特に私自身、首席統計官、そして行政管理予算局の責務ですが、多種多様な作業、責任分野というのが、この行政管理予算局にあるわけですが、そのうち、今日は、まず統計制度の監督も含めた三つの主要な統計行政に関わる仕事について説明したいと思っています。

最初に、財政政策に関する行政組織間会議 (Inter-agency Council on Fiscal Policy)

について少し触れておきたいとおもいます。というのは主要な統計局のトップが集まって、私が議長を務めているのですが、Brian さんの話された状況と同じような形で定期的に協議を行っています。毎月会議を行い、特に制度全体にまたがるような問題や、あるいはある省庁が直面しているけれども、ほかの省庁にも関連するような問題について話し合っています。これは後で質疑のときにでも、必要があれば話したいと思いますが、ここではこういったものがあるということにとどめておきます。

このように非常に分散化された制度の中において、何十年にもわたって、協力・協調の文化が生まれてきました。これが大変重要でした。その下で作業が行われ、その中でプライオリティを決めて、統計に関する政策や基準が定められてきました。そして、省庁がきちんといろいろなOMB（行政管理予算局）の指針に合致しているかどうか評価をしてきました。

私どもの制度に関して、三つの主要な分野をまとめましたので、外部との協力についてお話しする前にまずこれに触れたいと思います。第一に予算作成に関する統計プログラム関連での責任ということですが、私どもの制度の下においては、大統領が予算を行政政府全体に関して策定します。そして、この予算が大統領府においてまとめられるわけです。すなわち行政管理予算局でまとめるわけで、そこに私のオフィスもあります。毎年、そうなりますと、さまざまな統計関係の省庁・部局が予算に関しての提案を、それぞれの上部の省庁を通じて挙げてきます。そして必要と思われる、すなわち既存のプログラムの継続とそれから場合によっては新しいイニシアチブをその活動の中で始めていくということで、プライオリティが決まっていきます。このプロセスが実は昨日終わったのですが、行政管理予算局（OMB）と関係省庁との間で協議を行いまして、そして最終的にこの行政管理予算局で承認し、これを大統領の承認を仰ぐべく、大統領に挙げるわけです。

予算局の局長というのは大変な権限を持っています。ごくまれな場合を除いて、大統領が何か個人的な決定をある特定の省庁の要請に対して挙げるということはほとんどありませんので、予算局の指針に基づいた形で予算が決まっていきます。

そして、OMBは私のオフィスがあるところですが、この予算作成のプロセスはスタッフとともに予算の策定プロセスに関わる大変よい機会です。その中で特にわれわれが重要と思う分野、例えばプライオリティを変えるべきだとか、あるいは新たに資金を投入するべきだといったに予算を配分することができます。最近の例としては、従来行われてきた国勢調査のロングフォームではなく、アメリカのコミュニティー調査という形の調査にし

ようという優先的な試みがありました。それに関しては新しい予算が必要で、どこかからそのお金を取ってくるわけにもいかず、新たに予算を計上することになったのですが、そのような決定をするのが新たな予算投入の例です。

二つ目のツールとして、首席統計官が持っているものとしては、基準の設定があります。統計関連活動に関してさまざまな種類の基準を設定していきます。最初にご紹介しますが、こういった統計調査に関する中核的な基準となるもので、これが基本的な情報収集に関するルールとなります。言い換えれば、情報処理、あるいはその普及に関連する基準です。第二の重要な基準設定のひとつとして、機密情報の保護に関するガイドラインがあります。機密情報の保護に関しては、包括的で総合的な法律ができました。これは統計情報機密保護法というもので、BLSやセンサス局だけではなく、あらゆる省庁にまたがる法律です。回答者から情報を集めている省庁はすべて、この法律の対象となります。同じような厳格な要件、制限を順守しなければならず、これを守らなければ懲役刑とか重い罰金を科せられることになります。

三つ目の基準は統計に関する分類基準で、皆さんご存じかと思いますが、産業や職業関連の分類、あるいはわが国特有かもしれませんが、人種・民族に関するデータの分類などさまざまな分類基準があります。また、データの公開に関する基準もあり、これもとても重要です。

特にデータの公開に関して、われわれが長年にわたって維持してきたものとして、主要な経済指標に関する公表の基準があります。これは30年以上にわたって遵守してきたものですが、さまざまな困難もありましたが、基準が制定されて以来、その目的を達成してきました。ごく最近、IMFでもこれにならって、情報に対するアクセスや情報のリリースに関して厳しい基準が定められたと聞いております。これは、アメリカの制度が影響を与えたのかもしれない。

経済指標のリリースのタイミングに関しては、午前中に英国でも問題が紹介されましたが、米国ではそのような問題はあまりないようです。省庁でデータが作成され、その情報が公開されてから、1時間ほど遅れて政府の方からコメントすることになっています。

三つ目の重要なツールは、すべての国内におけるデータ収集の承認の権限です。この権限は1942年以来われわれが持っているもので、基本的にはあらゆる情報の収集と連邦政府において公表されるものに関して、例えば個人や世帯、大学、それから地方自治体などを含めて10人以上のメンバーから収集されるものに関しては、OMBによって承認されなけ

ればならないことになっています。つまり、データ収集に関して、その情報収集する場合には、まず OMB に届けなければなりません。そのうえで、60 日の期限を切ってパブリックコメントを集め、提案者は、そのコメントにどのように対処したかを OMB に届け出た後、さらに 30 日間、新たに訂正案をパブリックコメントに付さなければなりません。若干、緊急の場合には例外もありますが、通常はそういった活動を行っています。また、こういった情報収集は最大 3 年間まで認められており、活動を継続する場合には、3 年ごとに再度、承認のための提出手続きを取らなければなりません。

これが大変重要なメカニズムとなってきました。情報収集の際に用いられる統計的な手法がその目的に合致しているかどうかを評価するために重要な役割を果たしています。例えばある産業・職業に関してデータを収集しているというときには、ちゃんとその基準に合っているかどうかということの評価するためモニタリングのツールともなります。そして、いろいろな省庁間で、政府の中で省庁横断的にデータが収集される際にその調整を行うためにも使われています。われわれはこのプロセスを利用して、単にデータ収集活動が政府の省庁間で重複しないように、場合によってはお互いの融通を図るとか、特定のデータを収集することで全体のシステムの有効性を高めるといような、追加的な情報収集による利点をもとめることもあります。われわれの持っている権限の中で、このデータ収集省庁に関してそれを指定することができるということで、ある情報に関して複数の省庁に関心があるというような場合、その一つの省庁に対してそれを指定して、複数の省庁で効率的にデータを収集・利用していくというものです。次に 2 番目に要請を受けましたトピックですが、われわれのシステム、制度の中のアドバイスないしは、諮問的なメカニズムに関してです。さまざまな協議会、委員会などが存在しており、私だけではなく、統計局・統計省庁などに対して、データ収集に関してさまざまな支援・補助をしてくれています。

これをいろいろな諮問のメカニズムということで分類してみたいと思います。最初に広範なアドバイスを行う諮問委員会 (broad-scope advisory committee) ということですが、恐らく一番いい例となるのが政府外にあるものかと思います。例えば、その昔リンカーン大統領が設立した全米科学アカデミーに、1972 年、大統領の連邦統計局の要請の下で、この統計に関する委員会が設立されました。この委員会の設立主旨に基づき、15 人ほどのさまざまな専門分野の専門家によって構成されています。

この委員会の活動は基本的に、連邦の統計部局が行う特定の活動に対して諮問を受け、アドバイスを提供します。これはすべて無給のボランティアという形で、ボランティアで

参加している専門家がパネルを構成し、そして諮問事項に対して、答申を行います。現在進行中の例としまして、2010年の国勢調査に関して、やり方についての評価、提案など、あるいは統計部局の間でビジネスデータに関しての共有を図るとか、あるいはアメリカ・コミュニティ・サーベイの結果の利用、およびその役割について評価を行うとか、あるいは司法統計局において集められたデータ、調査結果に関しての評価、あるいは農業関連の農務省の調査に対しての諮問事項にアドバイスを提供したりします。

12年前になりますが、科学アカデミーが、連邦の統計関係の省庁に対して、統計部局の基本原則ならびに実施規則に関して極めて重要なアドバイスをを行いました。その出版物の中で、政策的課題に対する情報提供の適合性、データの利用者間における信用性、またデータを提供する側の信頼性に関してなど、統計作成の基本的な原則が提示されていました。そして、その議論が、統計部局の11の重要な行動指針の策定に結び付きました。独立性、質と専門性へのコミットメント、データソースやデータの利用者の制約条件に関する公開、あるいはさまざまな統計省庁に関して協力・調整あり方の問題などと、皆さんが今日ここでいろいろと議論されてきた内容にも関連するものとなっています。

また、幾つかの専門家の諮問委員会が個々の省庁・部局のレベルにあります。その一つが連邦経済統計諮問委員会で、5～6年前にできたものだと思います。もう既に分散化された制度であったわけですが、さまざまな経済統計が三つ以上の省庁によって収集されている中でこの委員会ができました。その目的は、分散型の各統計作成部局に対して共通のアドバイスを提供することです。例えばGDP統計について、いろいろと研究している部署とその統計の情報収集・作成している部署の両方に共通のアドバイスをするなど、この委員会の活動についてはいろいろと例もご紹介できるのですが、時間がないのでこれ以上お話しすることができません。

あと幾つか、こういった省庁固有の諮問委員会にはどのようなものがあるかご紹介しましょう。例えばセンサス局にも、プロフェッショナルアソシエーションの諮問委員会というのがあります。これはすなわち、アメリカ経済協会、アメリカマーケティング協会、統計協会、あるいは人口、国勢調査関連の協会などで構成された委員会で、それらがセンサス局に対してさまざまな質の問題、あるいは小さな複合単位の住宅居住に関する統計調査の問題など、幾つかの課題についての解決策をアドバイスしています。新しい運輸統計に関する経済指標についても、数年前に提案がありました。あるいは文化関連の統計でも、やはりそれに関する諮問委員会もありますし、あるいは5年ごとに行われる農業調査に関し

ても、そういった諮問を行う委員会があります。また、今まで述べた以外にも、さまざまな諮問委員会があります。例えば二つ、経済分析局（BEA）の委員会では、まだ実験的な段階ですが、都市部におけるGDPとか、産業別の四半期ごとのGDPに関して、特にそこで提案されている方法が十分なのか、このデータシリーズがどこまで有用なのか、どれほど頻繁にデータを収集するべきなのか、意思決定者や政策決定者にとって有用性をはっきりさせるためにどれくらいの頻度で収集するべきか、といった問題を扱っています。また、国立健康統計センターにおきましても、やはりそういった科学関連のアドバイザーの委員会などがあります。例外はありますが、ほとんどの場合、学会の関係者、学識経験者などもこういった委員会に参加しています。

次にご紹介します協力・協調ということに関しては、それぞれ個人の学識経験者との協力に関して言えば何十もの例があります。こういった分野は現在進行中で、詳しいお話に関心があれば、後でご紹介したいと思います。ただ、これに関しては特に書面での資料は用意していません。

また、学会との協力についてですが、新しい革新的な研究者との間の協力に関しては、インフォーマルな話し合いの中で何度も出てきたことなのですが、いろいろな形で研究者ともわれわれは協力をしています。特に研究者の間でのデータ利用に関してですが、わが国の制度の下では、定期的にマイクロデータというのを公表しており、既にそういうデータは利用できるわけですが、ここでお話ししているのはそれ以上のものです。つまり、さまざまなものを今まで作ってきて、研究者が自分たちとしてこういう研究を、特にこのデータを使ってやりたいというような提案が出され、幾つかの状況においては、さまざまな手段によって、研究者が実際に識別できるようなマイクロデータにアクセスできるようにするものです。これにはリスクもあるかと思えますし、皆さんも懸念を感じられるかもしれません。特にセンサス局におけるデータも関連していますが、最初の例としては、プロジェクトの提案として特に有用です。また、この状況について明らかにするようなパラメータなどに関しての提案ということから、言ってみればセンサス局のエージェントとして、個人の研究者が、場合によってはその懲役刑あるいは罰金の対象となるわけです。

幾つかこれに関連してモデルがありまして、これもまた分散化のよさということなのかもしれませんが、それぞれの省庁、それぞれ異なった措置の下で、このような状況に対処しようとしております。

もう一つ、われわれが学会との間でこの10年から20年間に確立してきた協力関係が

あります。それは、より早くよりよい人材育成ということです。つまり、連邦統計制度の下で必要とされる人材を大学レベルにおいて教育するという一方で、特にわれわれのニーズというのは、10年以上前のことですが、学際的な教育訓練を受けた人が必要だということでした。つまり統計学だけでなく、例えば認知心理学や経済学などの知識も必要です。そうすることで、効果的な統計関係者になれるということでした。そこで、省庁が協力してジョイントプログラムを作りました。これは調査の方法論に関する合同プログラムで、ミシガン大学およびメリーランド大学、また Westat という調査機関なども協力したものです。連邦政府の側からもいろいろご紹介した、例えば統計政策に関する省庁間協議会などがここで資金・予算を出し合って参加し、まずはここで修士号を獲得した者に対して、さらにこのプログラムの下で博士号を獲得できるように、幾つかの大学院がこれを取り入れるようになっていきます。

さらに認証プログラムの下で、もう既にこの制度に参加している人たちがその技能をアップグレードできるようにしようというもので、こうしたものについてももっと詳しくお話ししたいと思いますが、トレーニングに関しての話があるということで、これも付け加えたいと思いました。

(黒田) Wallman さん、ありがとうございました。大変興味深いご発表をいただきました。アメリカの分散型の統計制度について私も明確に理解することができましたし、コーディネーション、協力などの在り方、そして大学のかかわり方などについて理解することができました。

次の発表者の方をご紹介したいと思います。中国の Lin さんから、最近の中国での統計改革について、国民経済計算や経済センサスについてのご経験を踏まえてお話しいただきます。

発表3 「国民経済計算と中国における統計の発展」

Lin Xianyu (中国国家統計局副局長)

皆さま、こんにちは。まず、統計局の方々にお招きくださったことを御礼申し上げます。このシンポジウムに出席できますことは光栄です。そして旧知の友人の方々にまた再会できてうれしく思っております。20年来、大変よい協力関係を享受しておりますし、パート

ナーの皆さんの経験から多くを学んでおります。

タイトルは「国民経済計算と中国における統計の発展」です。これは非常に大きなトピックですが、時間が限られておりますので、GDP勘定とサービス統計について絞って話ししたいと思います。

1980年代以前、中国は旧ソ連の使っていたMPS体系を使っていました。1995年以降、徐々に国連のSNA体系を導入しています。ここ10年間ほどで急速に経済が発展しています。GDPの成長率は過去20年間ほどの間、年率約10%です。この間、世界各国が中国の統計業務についても関心を払っています。国際組織が特にGDPの質について関心を持っています。ご存じだと思いますが、中国のGDPが世界に占める比率は第4位です。中国の統計専門家はGDPの質に重点を置いていまして、中国の現実を反映しているかどうか注目しています。

中国のGDPでは、サービスセクターの部分が弱いと考えています。これには歴史的な理由があります。まず中国は、計画経済から市場経済へと移行しようとしています。従って、経済の主な構成要素が変化しました。従来は、国有企業あるいは公営企業が経済の大半を占めていましたが、最近では民間企業、そして個人の事業が急速に増えています。また、多くのジョイントベンチャーも設立されています。例えば日中間のジョイントベンチャーなども増えています。従って、経済を構成している要素が変わっており、統計作業もより難しくなっています。

2点目に、多くの新しいサービスが台頭しています。例えば情報サービスなどがそうです。こういった新しいタイプのサービスは、統計に含まれていません。その理由は、MPS体系を長いこと使ってきたからです。ですから、情報サービスの活動が製造業、建設業の中でカウントされていて、サービスとして切り離してはカウントしていません。以上の理由から、中国政府は初めての経済センサスを2004年に実施しました。主な目的は三つあります。第1に経済と社会発展のニーズに応えること、第2に中国の発展戦略計画策定に役立てること、第3に国民経済計算の質を高めることです。

このようにして2004年に経済センサスを実施しました。これは広範にわたるもので、農業を含むすべての産業をカバーしています。中国では何度かセンサスを行っています。まず基礎的単位に対するセンサス、産業センサス、第三次産業センサス、そして建設業に関する調査です。2004年、経済センサスで、今申し上げたような各センサスや調査すべてをカバーし、一体化しました。中国政府は5年ごとに経済センサスを行うことと決定しました。

では、2004年の経済センサスの結果について簡単にご紹介します。経済センサスを通じて初めて豊富な基本的な情報を、二次産業と三次産業について入手することができました。また、ビジネスレジスター、そしてデータベースシステムを二次産業と三次産業について確立しました。第1回目の経済センサスには国家統計局もかかわっていますし、それに加えてほかの機関もかかわっています。国家統計局以外に、税務総局そして交渉行政管理総局もかかわっています。また民生部もかかわっています。これらすべてが経済センサスにかかわりました。センサスを実施した後、次にデータ、そして情報を交換するシステムを作って、この省庁間で情報共有を行っています。一部の省また都市においても、税務総局からデータを入手する、あるいはほかの行政部門からのデータの入手が可能です。

同時に、経済センサスを行ったために、サービス企業の財務データも充実しました。ご存じの通り、GDPのデータ編さんは財務データと密接に関係しています。従って、第三次産業の付加価値の実際のデータが分かり、それによって、企業の財務データをより確かな精度で収集できました。従って、経済センサスを通じて、詳細な企業の財務データもサービス分野において収集しました。さらに事務データ、管理データ、行政データも収集しています。個々の事業所のデータを収集しています。そして、個々の企業または自営業者のデータを収集しています。

このような詳細な情報が得られましたので、中国のGDPの質を高めることができました。2004年、旧GDPと改定後のGDPを比較すると、26億人民元相当の違いがありました。つまり、16.8%の情報修正を行ったわけです。これは主にサービスセクターの付加価値部分が増加したためです。2.3兆人民元の増加でしたが、そのうち2.1兆元がサービス部門の付加価値分でした。GDPの増加分の93%に相当します。

次に、今後のステップについて、さらに統計を改善するための今後の方法について、GDPの質改善などについてお話しします。今しがた、中国の成長率が高いという話をしましたが、近年では中国政府はサービス産業の発展により力を入れています。中国政府は新しい開発目標を定めています。つまり、2020年までに一人当たりGDPを2000ドルにする、つまり一人当たりのGDPの目標を4倍にするというものです。また同時に、サービス部門の対GDP比率で見た付加価値を50%以上にするという目標も立てています。

第1回目の経済センサスでは、サービスセクターの比率は現在GDP比で40%に過ぎないと示されています。ほかの途上国、例えばインドなどに比べますと、GDPに占めるサービス産業の比率が低いといえます。確かに大都市では違いますが、例えば北京などでは

サービスセクターの付加価値は約7%です。そこで、中国政府が公的統計部署に対して、サービスセクターの統計を集めます。しかも情報管理システムを用いて科学的にコーディネートされた形で、基準を定めてデータを収集するよう指示しています。

ニーズを満たすために、中国の統計局は今後5年間で優先順位をつけて、以下の5つの点について力を入れていきます。まず、第2回目の経済センサスを2008年に予定しており、今はその準備中です。第2回目の経済センサスでは、1回目とは以下の2つの違いがあります。

第1の違いとして、第2回目の経済センサスではより多く行政データを活用したいと考えています。税務総局からの行政データです。個人、そして自営業についても大きな変化があり、一部の個々の企業は、経済活動を行っているにもかかわらず登記されていません。従って、税務総局のデータを全面的に活用するべきですし、個人企業単位を完全にチェックをして、過小報告になっていないか確認する必要があります。

第2の違いとして、エネルギー消費量について、第2回目経済センサスでは追加することになります。1回目の経済センサスではエネルギー消費は産業活動のみに限られていました。2回目の経済センサスでは、エネルギー消費についても社会全体のデータを集めます。

さらには、第2回目経済センサスで、サービスセクターのサンプルウエイトに関するシステムの比較を行います。例えばビジネスサービス、リースサービス、コンピューターサービスなどのサービスについては、新しい調査システムを使用します。

もう一つ重要な改革ですが、行政部門の財務会計報告のシステムも導入します。第1回目の経済センサスの後、財務会計報告システムを20の行政部について設けました。これは非常に重要な作業であり、財務会計報告として財務部のものも作りますし、またほかの部のデータも集め、これは国民経済計算の策定のために重要です。また、サンプリング手法を使って、幹線道路と水上交通についてのデータを収集します。

最後に、物価調査システム、そして物価インデックス算定制度を導入します。これは、サービスセクターの付加価値を普遍価格で計算する上で重要なものです。世界のほかの国々では、比較の問題に直面しています。サービス部門の付加価値を、普遍価格で比較をするという同じ課題に直面しています。サービス統計を改善するために、そのほか多くの問題を改善しなければなりません。時間が限られておりますので、手短ではありますが以上です。

ディスカッション

(黒田) Linさん、どうもありがとうございました。

中国語、英語、そして日本語というリレー通訳で、大変興味深く拝聴させていただきました。Linさんからは経験を語っていただきました。SNAデータの改定、あるいは改善について、そして経済センサスについてもお話をいただきました。ご承知のように日本では、2年先に最初の経済センサスをやろうと思っています。さまざまな統計をまとめるということで、中国の経験からいろいろと学ばせていただけるかと思います。それから、中国では将来計画として、行政データ、行政記録も使われるということです。やはり議論の中でもう一度、この点についてもお話をしたいと思います。

それでは、これからお二人のディスカッサントをお願いいたします。3人のリードスピーカーの先生方から、さまざまな問題を提起していただきました。まず人材管理について、そして第2に予算の管理について、また、部署間あるいは統計部局と学会との調整・連携についても話が出ました。センサスということでは、特にSNAの改定について、それからサービス分野も一部取り込むという話が出ました。時には行政データも使わなければならないということがありますので、これも興味深いトピックでした。

それでは、まずPaul Cheungさんから、10分をお願いします。

(Cheung) 私は既に先ほど基調報告をさせていただきましたので、お二人目のディスカッサント、大守さんにより長くお時間を差し上げたいと思います。

各スピーカーに一つずつ質問したいと思います。そして、私はシステムをどのように管理するかということに絞ってお話をしたいと思います。素晴らしいご発表を全員からいただきました。いろいろ学べると思うのですが、どのようにシステムと対するかということです。

イギリスからの発表では、GSSの実践についてお話をいただきました。どのようにプロフェッショナルな基準を向上させるのか、すなわち専門家としての統計官をどのように育成するのか、研修訓練についてもお話がいただきました。質問は、大きな組織で採用されている人々は、小さな組織と対比して、どのように対応されているのかということです。

例えば私が統計局にいたとき、イギリスのシステムと似ていたのですが、小さな統計局

で働いている人は「十分な昇進の機会がない」と嘆いて、いつも不満を言っていました。まず大きな組織の方が先に昇進してしまって、外部の小さな組織の人は取り残されてしまうという不満がよく聞かれたのです。イギリスでは、GSSは結構なのですが、そういう緊張関係をどのように切り抜けていらっしゃるのでしょうか。すなわち、ほかよりも優遇されているとか、逆に自分は不遇だといった不満にどう対処されているのでしょうか。

それから、昇進については誰が決めるのでしょうか。Mike Hughesさんはこの点について触れられませんでした。GSSの職員に対する感触として、平等に公平に、昇進の面では使ってもらっている、あるいは人事考課、査定についても公平である。あるいは組織全体にわたって、昇進についても平等に行われているかどうか。これは分散型の組織を持っている場合には、やはり重要な問題だと思いますので伺いたいと思います。

それから、Katherine Wallmanさんには、アメリカの制度について伺いたいと思います。非常に豊かで大きなシステムですし、何十億ドルものお金も掛かっていますし、規模が大きいです。私がお聞きしたいのは、多くの首席統計官、あるいはOMBの1995年法に基づいての権限についてです。当時あまり質の問題は強調されていませんでしたが、基準の適用というのは、品質の問題とは少し違うと思うのです。OMBは全体のシステムを監督し、基準を定めていますが、品質の問題は個々の省庁にかかわってくるかと思うのです。

私の質問は、品質基準を省庁にまたがって実施していくためにはどうしたらいいのかということです。これはやはり司令塔という役目を果たすのか、それとも個々の省庁に任せるといった問題を伺いたいとおもいます。それから中国の経済センサスは大規模で、しかも初めて取り組むことなので大変だと思うのですが、これもシステムに関して伺いたいと思います。中国の経済センサスについて興味深い点は、中国のMPSがセンサス全体を取り扱っていると思うのですが、本部の方が扱っているかと思っています。そして、例えば省の政府、あるいは各都市と協力をして、人を送って調査をしてもらっていると思うのですが、しかしながら、やはり中央集権型に結局はなっていると思うのです。地方の部局から報告が上がってくる場合、しかも中央の方からマネージしないと、いろいろと問題が出てくると思うのです。

ですから、私の中国に対する質問は、将来的にはすべてのデータの収集については、アメリカと同じように中央でやるのかどうかということです。先ほどWallmanさんからも話がありましたが、アメリカの場合は、10の大きなエージェンシーがやっていて、しかもデ

ータ収集は行政的な単位を超えて行っているということがありました。中国は、今後とも省の部局に頼ってデータを収集するのでしょうか。もしそうならば、品質の問題にぶつかるのではないかとということです。地方の部局のスタンダードを向上させなければならないと思うのですが、では誰が全体的な責任をデータ収集について負うのかという質問をしたいと思います。

(黒田) ありがとうございます。それでは、次のディスカッションの大守さんからお願いいたします。

(大守) まず、今回のシンポジウムの主催者に対して、このような貴重な機会を下さったことを感謝申し上げます。いろいろと学び、また発言もお許しいただく機会を頂きました。今日、私は新しく作られた統計委員会の委員という立場から発言をしたいと思います。

まず簡単に、私なりのまとめをお話しします。三つの大変内容に富んだご説明を伺って、次のようにまとめてみました。まず、統計に関する環境やニーズの変化に関して、三つの柱が考えられます。

第一がグローバル化で、国境を超えた企業活動が盛んになっています。SNA+国際産業連関分析といった従来の枠組みではもう対応しにくくなってきていると私は思います。何かそれに代わるものが必要なのではないかとということです。グローバル経済の主役の一人が中国であるわけですが、例えば中国の日本に対する影響など、十分な分析ができません。また統計の国際的な比較可能性を高めていくことも重要です。

二つ目に、急速な産業構造の変化のために、従来の調査の信頼性が低下し、その中で質を維持していかなければいけないという課題があります。構造変化ということ言えば、例えば民営化や民間開放というようなことが盛んに行われ、またNPOなどの活動をどう把握していくかも課題です。

三つ目として、市場や学界・研究者が統計を盛んに使うようになりました。例えば、学界はマイクロデータやパネルデータを使いたいと考えており、そして新しい調査、あるいは新しい表の作成などに関していろいろ注文し、あるいは新しいアイデアを持っています。市場はヘッドライン的なものを特に重視し、また公表された統計数値が自分たちの「実感」と違うという苦情を述べることもあります。さらに、記者会見のような形で一部のマスコミにのみに情報が提供されることを好まない場合もあります、

例えばCPIがどういった形で推計されるかということについて、私は市場エコノミス

トとして詳細な質問をしたい気持ちにかられるのですが、担当部局に細かい質問を行うと、彼らも忙しいので、肝心の推計業務がおろそかになりかねない、お仕事の邪魔になってはならないと考えます。統計当局がどうやってこのような要望に応えていくのか、政府はどこまで特別なニーズに対して対応していくのかということが一つの問題提起です。

もちろん公的統計は公共財ですが、一方で、需要の深さや規模、程度はユーザーによって違います。また、作成するスタッフにユーザーとしての十分な経験があれば、すなわち市場の参加者として、あるいは研究者としての経験が豊富である場合は、質の良い統計を作れるようになると思います。いかにこうした分野との人材交流を図っていくのかも重要な課題の一つだと思います。

変化の第4点は、ICT（情報通信技術）の発展ということで、これは申し上げるまでもなく、構造変化の重要な要素ともなっています。また、従来からの産業分類の意味を低下させている側面もあります。統計自体の収集・処理・普及に関しても直接的な含意があります。さらには、スケールメリットが大きいということでも、統計業務の体制がどうあるべきか、といった点にも関係があります。

第5点が格差の拡大です。これは日本で新たに出てきた問題ですが、多くの先進諸国同様の問題でもあります。

以上のような時代の変化の概観を踏まえて、現代の統計に求められているものは何でしょうか？私は二つの点に集約されると思います。一つは専門性を高めなくてはいけないということです。つまり、プロフェッショナリズムを持ち質の高い人材を多く集めることが必要となっています。キャリアを育成するシステムが必要です。二つ目は、よりよい協力、協調、調整を省庁横断的に行っていかなければならないということです。さらには国境を越えて、統計のユーザーとの間でもよりよい協調を図っていくためのシステムが必要です。

キャリア育成ということでは、英国の状況について Hughesさんから伺いましたが、ONSあるいはGSSから学ぶ余地が大いにあるかと思います。もう一つの例はINSEEというフランスの組織で、その重要な特徴は、統計と研究を組み合わせているということです。言ってみれば、統計の作る側とユーザーが同じ組織にいるということです。一方、調整という面では、米国のOMBの機能が重要だと思います。予算の承認や人事に関して権限を持っていること、また各省庁が持っている統計情報を別の省庁に提供させる権限も与えられているからです。これらが背景となって、効果的な調整が図られています。

一つの問題は、行政情報についてはどうしたらいいのかということです。通常、これは統計家ではない人が管理しています。こういった行政的な記録の中の重要な情報は、公的統計にはとても重要な情報になる、特に国民経済計算の改善に大いに資する可能性があると考えられます。

そこで、Hughes さんに三つ伺いたいのですが、第一に、ユーザーの見解を反映させる機会はあるのかどうか。もしかしたらそれは統計委員会かもしれませんが、どういう形でこれが行われているか、詳しくご説明いただけないでしょうか。

二つ目は、スタッフの中で、統計のユーザー側に立っていた人の比率はどれぐらいいるか？またどの程度いることが最適なのか、ということです。

三つ目に、私の印象では英国においてONSがとても進んでいると思われまます。ソーシャルキャピタルに関しての詳しいデータベースを整備しているとか、GDPの公的サービスに関しては、アウトカムベースの実質化も試みるという先進的な取り組みをされています。このような統計の改善に対して、より多くの予算配分をしていくことに関して、国民の支持が十分あるのかどうかということです。

次にアメリカのWallmanさんに対してです。第一に伺いたいのは、OMBが収集した情報をほかの省庁に対して提供するというような事例に関して、その中には行政データが入っているのでしょうか。統計専門家以外の行政官にも権限が及ぶのでしょうか？

二つ目に、省庁をまたがる審議会について触れられましたが、一方で省庁毎の審議会があります。その両者の関係あるいは分担はどうなっているかということです。なぜこんなことを言うかということ、時として意見の見解の相違があると思います。日本ではよくそういうことが起こります。つまり、個別官庁では、自分たちの統計は自分たちのニーズには十分応えてくれるから、改善の必要はないと考えている。しかし、より広い観点からは改善の必要性があるということがしばしばあるからです。

三つ目に、統計の質の管理について、何かガイドラインはあるのでしょうか。これはPaulさんがお聞きになったことの中にもあったかと思えます。統計に関して基準の設定をされているそうですが、その中で質の管理に関する基準も設定されているのか。例えば正確性、標準偏差、あるいは推計方法についての公開や季節調整法に関する基準です。というのも、こういった点は、分散化システムの弱点になる可能性があり、それをどう解消していくかが重要ではないかと考えるからです。

四つ目は、ユーザーの希望はどう反映されているかということです。例えば学界やマー

ケットの希望はどこまで配慮されているのか。これも日本の統計委員会にとって重要なテーマなので、ぜひご経験から伺いたいと思います。例えばウェブサイトなどでアクセスできる資料はあるのでしょうか。どういう要請がなされ、その要請がどういう形で改善・改正の中に反映されているかといったことを見ることができるのでしょうか。

最後に中国の Lin さんにお尋ねしたいのですが、一つは分散化か集中型かということですね。中国はどのような方向に向かっているのでしょうか。そして、それぞれの長所・短所をどのようにお考えなのかということです。

二つ目としては、多分これはもっと広い意味で伺った方がいいのかと思いますが、急速な構造変化にあたり、何とかして統計の正確さと、継続性のバランスを取っていかねばなりません。昨日、新しく作られた統計委員会の部会でも、政府のある特別会計を一般政府にすべきか、公的企業に格づけるかを議論していたのです。なぜなら、その会計は主たる目的が変わってきたからです。正確性と継続性のバランスは一つのジレンマとしてわれわれも直面している問題ですが、中国ではまさに急速に構造変化が起こっているため、この面で何か学ぶことがあるのではないかと思います。

そして三つ目に格差の問題ですが、これは日本においても新たな課題となってきました。これについて、どこまでそういった方向に手を広げようとなさっているのかお伺いしたいと思います。

(黒田) 大守さん、どうもありがとうございました。

最初にまとめていただきまして、そしてそれぞれの発表者の方々への質問をいただきました。発表者お一人お一人に、部分的にでも質問にお答えいただきたいと思いますが、時間がかかり限られておりますので、5分から7分程度でお願いします。

(Hughes) まず昇進と、それからどのように対応しているのかということなのですが、空席があるかどうかの問題です。空きポストができると統計官と政府チームがそれを公表し、そこに名乗り出てくる人がいます。横すべりの場合もあれば、昇進の場合もありますが、パネルでそれを検討し、提言します。任命という形であるとか、あるいは「あなたがここに行きなさい」と指名するわけではなく、公平なやり方で行われています。

小さな部署と大きな部署のプロモーションの早さの違いという Cheung さんの質問にも関連しますが、私の知る限り、小さな規模の組織であれば他の部署に対して、空きポスト

があればそこに応募することができ、大きな規模の組織の方がむしろ問題があるということもあるかもしれません。小さな組織であれば、より幅広い経験を積むこともできます。大きな組織に所属している方がさまざまな活動がありますので、狭い分野での仕事を続ける傾向が多いということです。

次に、イギリスについての質問を頂きましたが、大守委員からのイギリスにおけるユーザーコンサルテーションについての質問で、これは基本的に二つのレベルで行っています。ローカルなコミュニケーションも多く行っています。例えば、一般世帯調査のユーザーグループ、そして労働力調査のユーザーグループなどがあります。そしてこれらは、国家統計官を入れてより高いレベルで調整しています。統計ユーザーフォーラムというものがあり、ユーザー全体を代表する形のものになっています。これはもう何年間も行っています。これはハイレベルな、戦略的な問題を扱う会議です。

2008年の新しい法律の後でどのようになるのかということですが、新しいチェアマンのMichael Scholar氏は、統計ユーザーフォーラムの会合を既に見てしまして、そしてチェアマンに対して、今の国家統計官や我々に対してよりも、ロビー活動といたしましうか、働き掛けがより多くあります。しかし、彼は実務のレベルやワーキングレベルでそれをしてほしいと考えているようです。

また、ユーザーであったスタッフの比率という質問は、統計スタッフが統計作成から統計分析に移動する率ほどの程度かという質問だと解釈しましたが、これはなかなか難しいです。しかもよいバランスはというのも難しいと思います。40対60ぐらいでしょうか。60%ぐらいが統計を作成、40%ぐらいが統計を使って解析を行っています。これは最適な比率というわけではありませんが、今のところ、そういう比率になっているということです。

次のご質問は社会統計についてでしたが、最近では、社会統計の解析も全体的に見て増えてきています。イギリスの統計が社会分野にも増えています。そしてそれに対して、一般市民も資源の投入の在り方に満足をしているのかどうかということですが、おおむねイエスという答えになります。しかし、Pinkさんが今朝指摘なさった通り、新しいイニシアチブを行う上で、既存の作業を犠牲にすると、やはりどうしても一部の人は不満を持つわけです。ですから、私たちはここ数年間大きな変化を遂げましたが、公的部門における生産性の測定という新たな作業を大々的に始めています。これは、公的サービスの所管官庁にとっては快いものではなく、懸念を感じているところもあります。しかし、政治評論家、

そして外部のアナリストなどはとても歓迎しています。果敢な取り組みである、また有用であるとしています。

(黒田) ありがとうございます。次に Wallman さんお願いいたします。

(Wallman) 左側の同僚のプレッシャーを少し軽減するということで、大守さんの Lin さんへの質問を私が引き受けてみたいと思います。まず、集中型と分散型の区別は今や、独り歩きをしているようです。私の目からすると、これは必ずしも正しくありません。いわば連続体として、いわゆる集中型と分散型の両方が混在しています。どちらか一つということではないということです。ですから、少し誤った認識があるかもしれません。どちらか一つということでは必ずしもないのです。

10年ぐらい前だったと思うのですが、確かオランダ統計の100周年記念の際、私は基調講演をする機会がありました。会議を終わって、オランダの女王陛下との会見のパーティーがありました。私は女王陛下と会ったことがなくて、ひざを折って礼をするのかと思ったら、それはしなくていいと言われたのです。素晴らしいお天気だったので、「素晴らしいお天気ですね。われわれの会合のために準備をしてくださってありがとうございます」と申し上げようと思ったのですが、彼女は入ってきて手を差し伸べて、「会えてうれしい」とおっしゃってくださいました。そして、「分散型対集中型の是非はどうか」という質問をされました。みなさん、その点にご感心がおありなのです。今述べましたように、どちらかに断定できるものではないという気がしています。女王様との会話は、「素晴らしい帽子ですね」と言うぐらいでよかったと思うのですが……。集中型か分散型か、大々的な議論をしてもいいのですが、もちろんメリットとデメリットがあります。集中型には政策分野に近いというメリットが見られると思いますし、分散型の場合は資源についてよりコントロールできるということがあるのかもしれませんが、しかし、お話を伺っていると、必ずしもそうではなさそうだなという印象も受けました。

ということで、あなたの質問にすべてまとめてお答えしたいと思います。どちらかという紋切り型になるかと思うのですが、確かにある特定の行政部局（エージェンシー）に対し、特定の行政データ、それから調査データを、一つの行政部局で集めたものを別の部局に提供してくれるかどうかというのは、難しい問題を含んでいます。米国でのひとつの例ですが、関税局の例を取り上げたいと思うのですが、貿易統計はセンサス局が作ってい

るのですけれども、もともとのデータはその関税局が取っています。それから、行政データもできる限り融通してもらって、センサス局では統計目的のために使っているということがあります。それから、例えば、雇用者社会保険の雇用者負担に関するデータの収集の問題ですが、三つの行政機関で、雇用者の保険手当や医療手当の情報を雇用者側から、収集していることがあったのですが、これが正当化できるかどうかについては、問題があるかもしれません。私のところで会議をやったのですが一つの収集でいいのではないかということになりました。ただ、やはり調整・連携が省庁間で必要だという結論になりました。正しい情報を取るべきだということでした。しかし、一つが収集の主要なソースをどこにするか、そしてもう一つはやはりそれぞれのユーザー側のニーズにもマッチするかどうかという問題はよく議論しなければならないことです。いずれにせよ、省庁間の統計政策に関する協議体ということですが、先ほどのコメントでも申し上げたように、これは主要な統計作成部局のヘッドが集まった協議体が必要です。彼らは私を助けてくれる立場にあります。すなわち、それぞれのシステムの中で何が優先されるべきか、それぞれの統計部局で熟知した人を集めています。

それから特定の省庁の諮問委員会ですが、特定のエージェンシーにありますが、これは外部の人から構成される諮問委員会ということになります。第一に、このトピックについて専門知識を基にいろいろとアドバイスしてくれます。2番目に、特定の統計部局の省庁の課長に対して諮問します。ですから、例えば省庁間の連絡協議体で何か問題が出てくれば、例えばGDPなどがそうなのですが、統計局だろうと、幾つもの省庁がGDPのソースデータとなっている場合、この省庁間の協議体でいろいろ聞きます。それから外部の人間の意見も合わせて、それからさまざまな省庁のヘッドの意見も聞いてということなのです。

私や私のグループの人間は、こういった外部の人間から構成される諮問委員会にも出席しています。ですから、ユーザーが何を必要としているのかもよく分かります。例えば予算プロセスで何を承認したらいいのか、あるいは情報収集で何をしたらいいのか分かるということです。省庁という視点からだけでなく、ユーザーからも直接に意見を徴収します。外部の専門家は、このように活用させていただいています。

最後の質問にももうお答えしたかと思いますが、もっといろいろな事例を挙げてもいいと思います。例えばテキストをそのまま置いていっても結構ですし、具体的な例はほかにも多々ありますので、いろいろな情報を皆さまに提供できると思うのです。今は数分しかありませんので、一つ、二つの例しか挙げられませんでした。

さて、統計の品質をコントロールするガイドラインはあるかどうかという、確かにあります、期待するほど数多くありません。多くのガイドラインは収集についてです。ですから、例えば先ほどコアスタンダードという話を申し上げましたが、以前は司令1と2と呼んでいたのですけれども、一つの司令に一本化しました。念頭に置かなければならないのは、例えばサンプルサイズから標準偏差から、いろいろなことを考えなければならぬのですが、これは情報収集の方です。さらにより一般的に、もちろん統計部局というのは一番先頭に立っているのですけれども、情報品質のためのガイドラインをすべての省庁について設けています。

数年前に法律が通り、これは基本的に簡潔で、20語ぐらいしかない短い法律ではあるのですが、基本的にこれが何をやったかという、情報の質について何か重要な意思判断、例えば政策の判断あるいは規制の判断に使われた場合に、国民に対し異議申し立てをする権利を与えているのです。Information Quality ActあるいはData Quality Actと呼んでいるのですが、データの品質に関する法律ということです。ですから、私か省庁のヘッドに電話をかけて満足いく答えが出てこなかった場合には、やはりなぜ品質が悪いのか、まずいのか。何か間違った面があるのかどうか、省庁に対して要請をすることができます。省庁は、情報の品質に関するガイドラインを持っていて、どういう応答・回答を要請者になさなければならないのか決まっています。

これは2段階のプロセスです。まず第1段階で満足いく答えが出なければ、上訴することもできます。先ほど申し上げましたが、統計部局にとってこれは目新しいことではありません。新たな要件ということではありません。それぞれガイドラインはエージェンシーごとに既に持っていたからです。ただ今回は、政府全体を横断する形で一本の法律ができたということです。

さて、品質のコントロールについて、今度はインプット、すなわち収集の方に視点を当ててお話し申し上げます。情報収集についてはレビューしなければなりません。政府によって制定された法律があります。これはサンプルサイズや手法の適切性について評価をします。例えば分類等をきちんと守っているかどうかということです。それから、十分時間をかけているかどうか、すなわち成果物として省庁から出てきているものに十分注目しているかどうか。これも期待通りではないと思うのですが、ただ繰り返し行われる調査については3年ごとということです。ですから、承認のためのいろいろな要請が出てくれば、見直して成果物を評価していくということです。

そして、Paul Cheung さんの質問に関してですが、ある程度、どのように品質を省庁にまたがって矯正するのかということを申し上げました。

(Lin) 二つの質問だけにお答えしたいと思います。

Paul Cheung さんからのご質問に関してなのですが、データの収集と管理に関する中国における状況ですが、中国では三つの措置が取られています。第一に、経済センサスが行われているとき、われわれはデータを収集しつつ、同時に国・省・県のレベルでもデータを収集します。ですから、こういったレベルで同時にデータを収集しているのです。

二つ目、大企業および中堅企業に関しては、データを直接収集できるので、インターネットを使ってデータを収集しています。企業に対して質問票を直接送付し、その結果を国家統計局に送り、同時に県や省の統計局もこの質問調査票を見ることができます。ただ、県や省のレベルの統計局は見るだけで、中身に関して調整するとか、それを改定するといったことはできません。また、それを基にデータを処理・加工したり、表を作成したりすることもできません。

三つ目、小さな企業、あるいは個人経営の企業に関しては、サンプル調査を行います。企業や事業単位で事業主体に対してサンプル調査を行います。これを行うのは国家統計局です。そして、国家統計局のサブオフィス、省レベルのところで、調査員という形で参加します。これは国勢調査の形になります。

ということで、センサスの手法、質問票の利用、そしてサンプル調査というのがデータ収集の三つの主要なやり方です。つまり、データを中央の所轄局および省や県といった自治体の統計局においても、このデータを持つことができるのです。

大守さんからは、統計制度に関してお尋ねになりました。今、制度に関して Wallman さんからご説明がありましたが、中国は言ってみれば混合された形態といえるのかと思います。私も Wallman さんのおっしゃる通り、純粋な集中型、あるいは 100%の分散型というようなものはないと思います。中国では、データの 70%は統計担当部が収集します。残りの 30%を収集するのは、別の行政部門ということになります。統計制度では二つの基準にのっとり、その良否・是非を判断します。私の意見ですが、第一に、統計担当部門において調整役としての専門性を持った能力があること。第二に、行政部門においては、データあるいは調査、データ収集の結果を共有すること。この二つの要件が満足できれば、その統計制度は良いものであるといえるかと思います。われわれとしても、そういった統計

制度を目指しています。

（黒田） 予定の時間が近づいておりますが、参加者の皆さまから一つ、二つ、ご質問を受け付けたいと思います。ご質問がありましたら挙手をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

第2セッションでは、パネリストの方々全員から大変興味深い議論をいただくことができました。私から再度、心からパネリストの全員、スピーカー、ディスカッサント、全員の先生方に御礼申し上げます。